

特許料等手数料納付の口座振替制度導入 について（案）

平成19年12月

特 許 庁

§1 オンライン出願と納付方法の実情

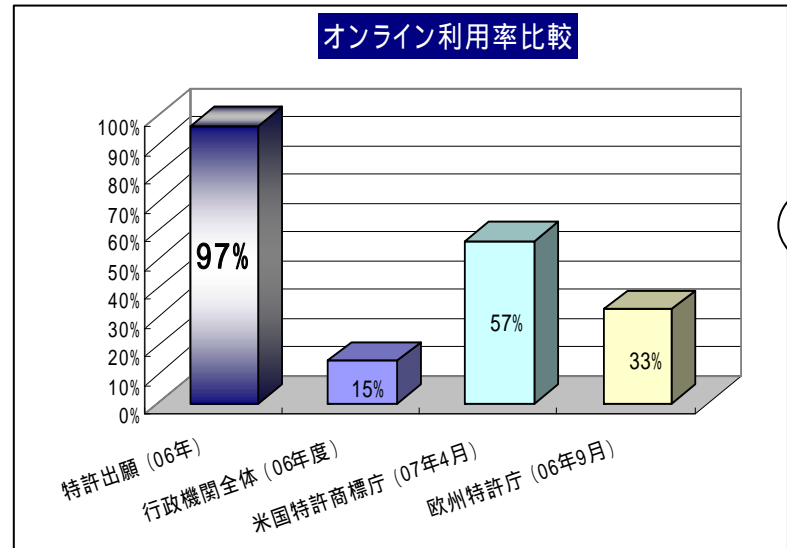


迅速かつ的確な産業財産権の権利化の促進や事務処理の効率化

- ◆世界に先駆けてペーパーレス化を推進
- ◆ネットワークインフラの活用を図ることで、制度利用者の利便性向上
 - オンライン出願の促進
 - 特許電子図書館(IPDL)やインターネットを利用した公報の発行

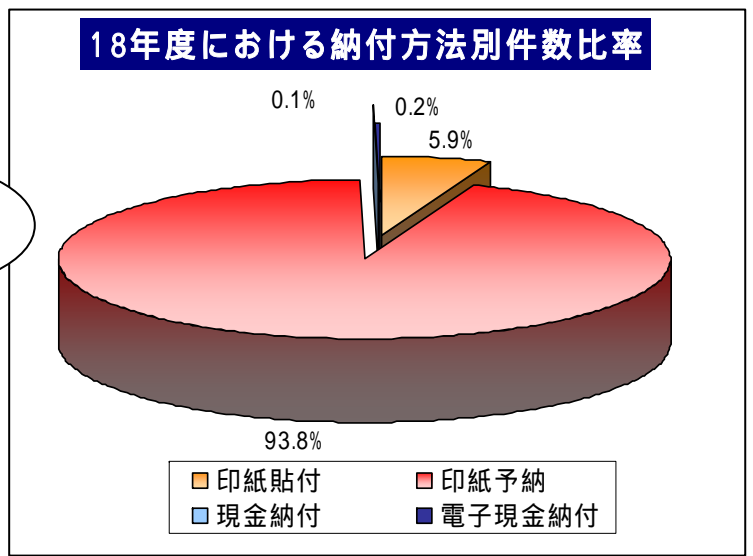
- ◆H17.10より電子決済インフラを用いた電子現金納付(インターネットバンキング)が開始
- ◆しかしながら、口座振替(同時納¹)を実現する国庫金電子決済インフラは存在しなかった。

産業財産権情報の電子化



- ◆納付件数の**99.7%**は非電子的である特許印紙
 - 多額の特許印紙の購入、運搬
 - 利用者の安全面
 - 特許印紙、納付書の申請書への貼付
 - 煩雑な手続、特許印紙等に係る事務
- リスク**

他方、納付方法は

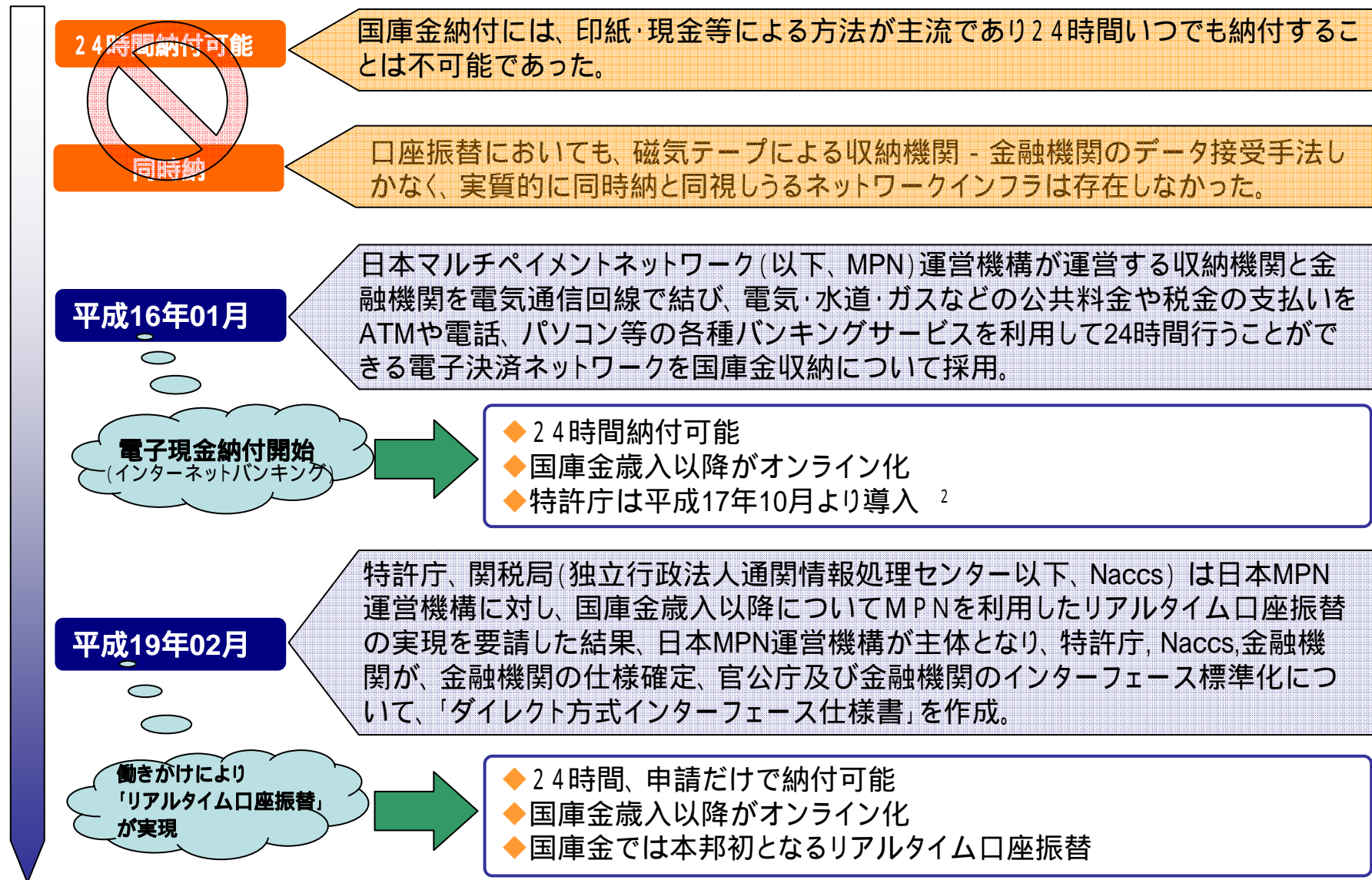


18年におけるオンライン出願率は、特許・実用新案97%、意匠91%、商標83%、査定系審判98%、国際特許出願(国内段階)99%、国際特許出願(国際段階)83%。なお、18年度における行政機関全体のオンライン利用率は15.3%、商業・法人登記手続で19%(「平成18年度における行政手続オンライン化等の状況」平成19年8月総務省公表)。

18年度に於ける納付方法別件数: 特許印紙: 266万件/1,400億円(99.7%)、納付書による現金納付: 2,568件/3.2億円(0.1%)、電子現金納付: 4,826件/2.2億円(0.2%)となっている。(18年度特許印紙貼用調、現金納付統計より)

1 特許法195条第5項等により定められ、その方法は手続書面に事前に納付行為を行った印紙・領収証書を貼付または、納付後にそれに用いた納付番号を記載することとなっている。手数料を納付しないでその手続を行ったときは、手数料の補正を命じ、これに応じないときはその手続を無効とし、または却下する。したがって、滞納という問題は起こらず、強制徴収の手続もない。(注釈特許法)このことから発生と同時に納付すべきこととなっている債権である。

§2 電子決済インフラの整備



² 特許庁における電子現金納付率は現金による納付方法において導入当初平成17年10月15%(42件,2百万) 18年3月81%(624件,30百万)に上昇しているが、一件毎に納付が必要であったり、ネットバンキング契約が必要であったり等手続が煩雑なため全体の利用率ではまだ低いものとなっている。

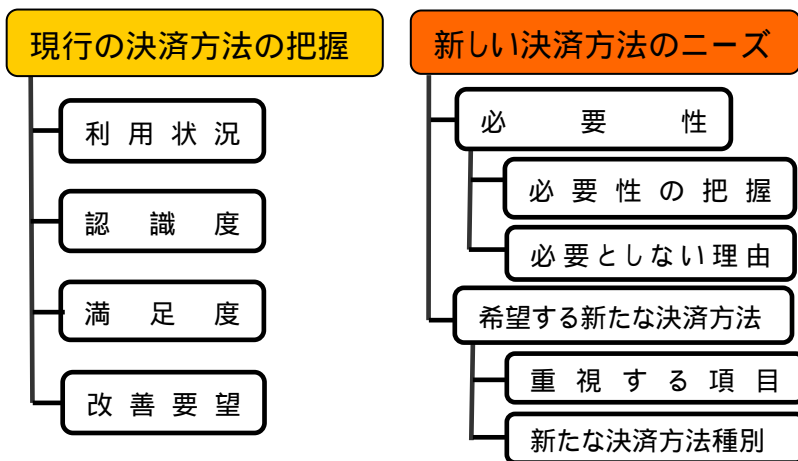
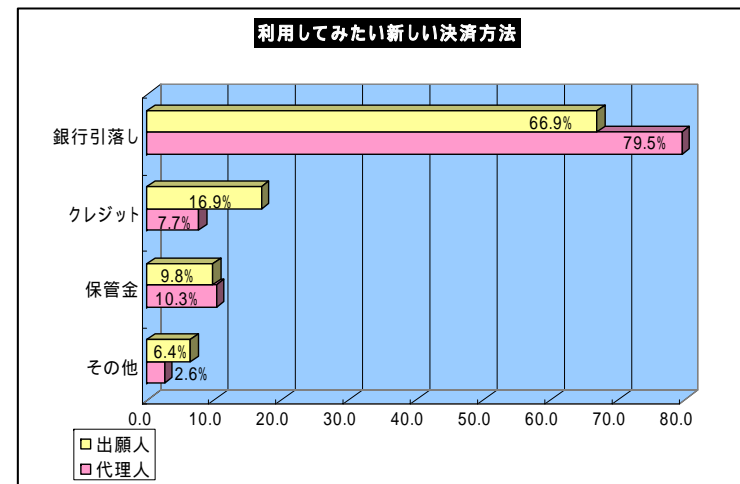
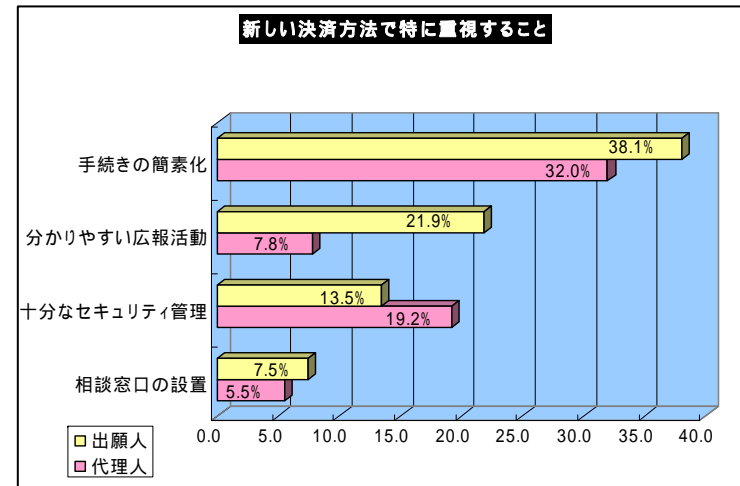
§3 新しい決済方法のニーズ



- ◆出願人等利用者が現行決済方法、新たな決済方法にどのような認識や要望をもっているかを平成18年2月にアンケートを行いニーズ状況を把握・分析を行った。
- ◆新しい決済方法を「必要」と回答した出願人・代理人において、特に重視することについては、「**手続きの簡素化**」と回答した出願人が約4割、代理人で約3割であった。
- ◆新しい決済方法を「必要」と回答した出願人・代理人において、新たに利用したい決済方法としては「**銀行口座自動引落し**」が出願人約7割、代理人約8割であった。

対象種別	対象者数	回答者数	回答率	
個人	375	130	34.7%	
企業	大企業	457	305	66.7%
	中小企業	668	297	44.5%
	(不明)	(203)	(54)	26.6%
	企業小計	1,125	602	53.5%
出願人計	1,500	732	48.8%	
代理人	500	221	44.2%	
総合計	2,000	953	47.7%	

- ◆出願人については、4法別出願の多少、分野別、地域別に選定を行っている。
- ◆代理人については、4法別出願の多少、社外代理人であり出願実績のある者を選定。



- ◆ 電子出願に係る特許料等手数料の納付に関して、より簡便で安全面に配慮した決済方法の提供
- ◆ 制度利用者の口座振替制度導入ニーズ
- ◆ 同時納を担保する国庫金電子決済インフラの整備

このことから、必要な制度改正を行い、口座振替制度を導入する。

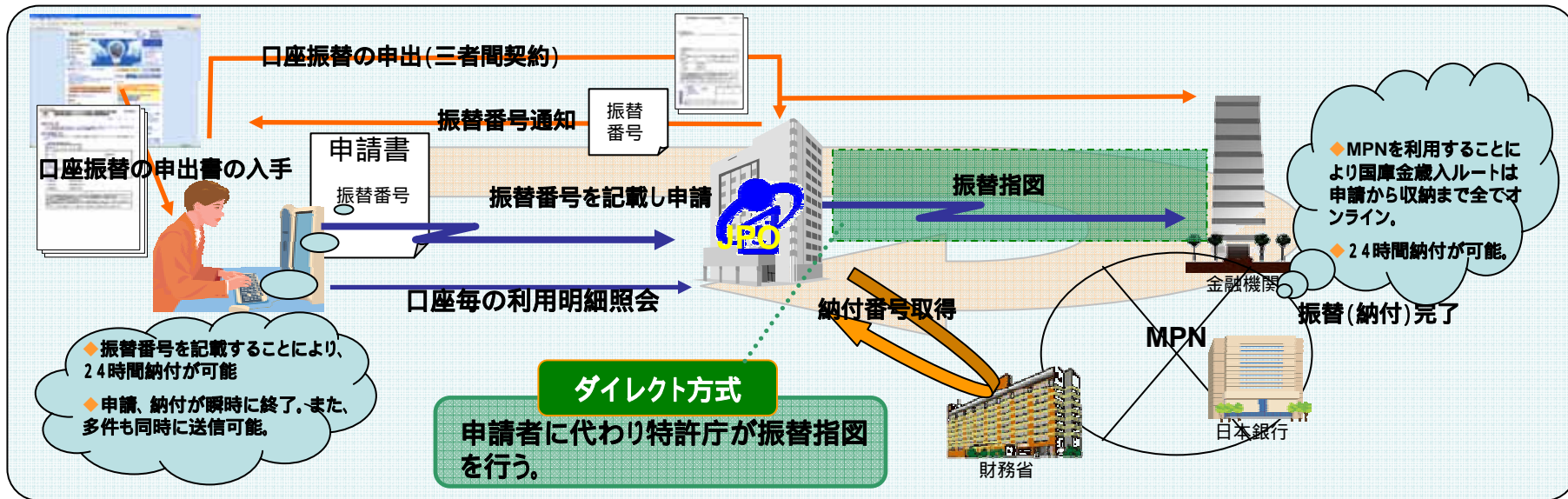
4-1 口座振替制度の考え方

- ◆ 特許庁、出願人及び金融機関の三者において、あらかじめ、特許庁が金融機関に口座振替に係る情報を送信し、金融機関が出願人に代わり特許法第195条等に規定する特許料等又は手数料の納付をする旨を合意(契約)する。
- ◆ 特許出願等の手続(オンライン手続に限る)に際して出願人が口座振替による納付の申出をしたときは、特許庁は、金融機関に対し、オンラインリアルタイム処理により、口座振替に係る情報を金融機関に送信し、これにより金融機関は手続者の口座から国庫金口座に納付すべき額を振り替える。
- ◆ 口座の残高が不十分等の理由により、金融機関における口座振替に係る手続者の口座から手数料等の振替ができない場合は、手数料等の未納の手続として特許法第17条第2項第3号による補正命令を行う。

4-2 制度改正内容

- ◆ 他の口座振替制度(電波利用料、社会保険料、国税、国有財産貸付料等)の例に倣い、口座振替を行うことができる場合の根拠規定を実体法において規定する。今回の口座振替による納付手続はオンライン手続に限定する必要上、電子情報処理組織の使用による手続等を定めた「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に規定する。

§5 ダイレクト方式口座振替制度イメージ



【事前手続】

申請人は「口座振替の申出書」をWeb等より入手する。

申請人は事前届けによりにより自らの口座から手数料等を特許庁口座に振り替えるように特許庁に申請し、特許庁・口座開設の金融機関と三者間で契約を締結する。

特許庁は届出の内容が正しい場合は、振替番号(仮称)を一口座につき一つ付与し、申請者に通知する。

【申請と納付】

申請人は電文中に、振替番号を記載して申請する。

特許庁は、受信電文から振替情報を取得し、財務省より納付番号を取得する。

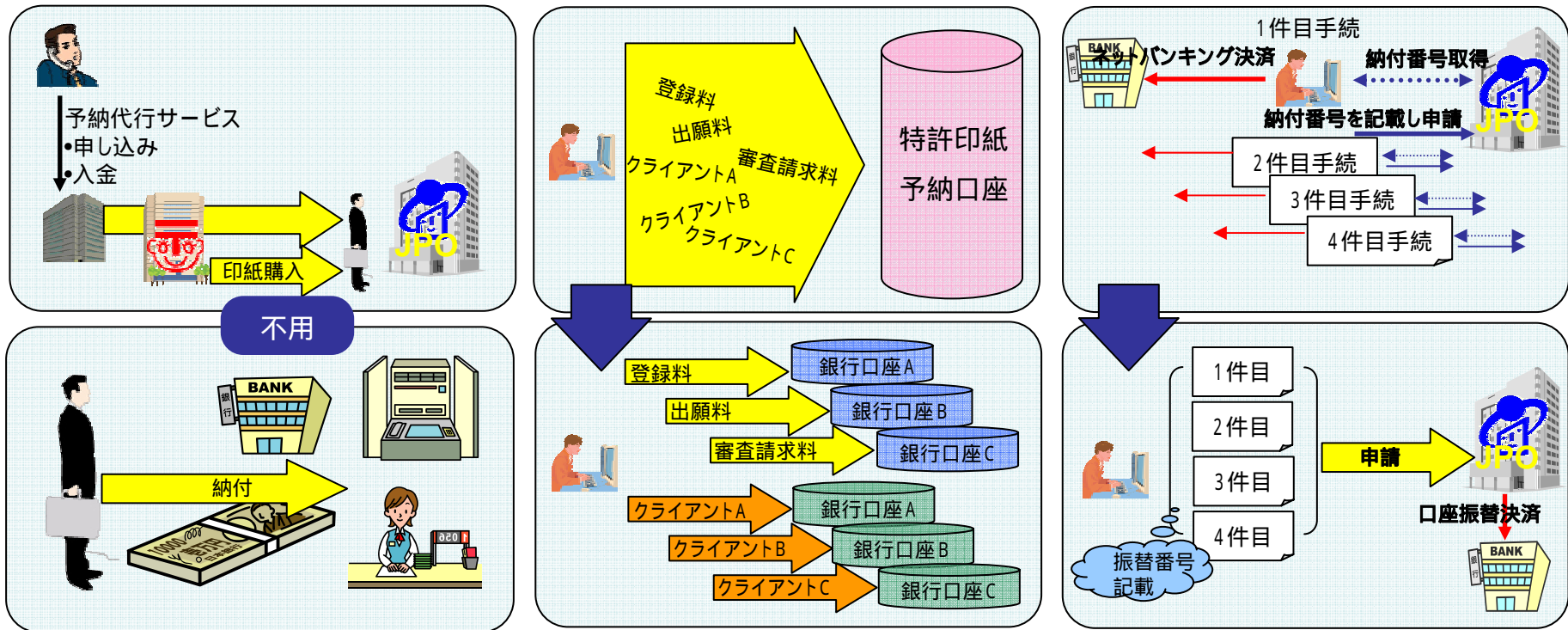
特許庁は、取得した納付番号を用い、法令及び三者間契約に基づき申請者に代わって振替指図を行う。

預金残高が振替指図額をこえている場合、振替は完了し金融機関はMPNを用い関係機関に納付済み情報を送信する。

利用者は随時、利用明細を照会することができる。

において残高不足の場合は、振替は行われず料金指令の対象となる。

§6 ダイレクト方式口座振替のメリット



対特許印紙貼付

- ◆ 印紙購入不用
安全面の確保
営業時間制限無し
- ◆ 貼付作業・紙手続不用
事務処理の軽減
- 印紙消印・DE³不用
事務処理の効率化
- 保管スペース不用
スペースの有効活用
- 印紙売捌手数料の減
歳入の増・歳入構造の明確化

³ データエントリー。紙の提出書面については電子化を行っている。

対印紙予納

- ◆ 印紙購入・予納不用
安全面の確保
営業時間制限無し
- ◆ 貼付作業・紙手続不用
事務処理の軽減
- ◆ 複数口座保有可能
管理の簡素化
- 印紙消印・DE不用
事務処理の効率化
- 保管スペース不用
スペースの有効活用
- 印紙売捌手数料の減
歳入の増・歳入構造の明確化

対納付書

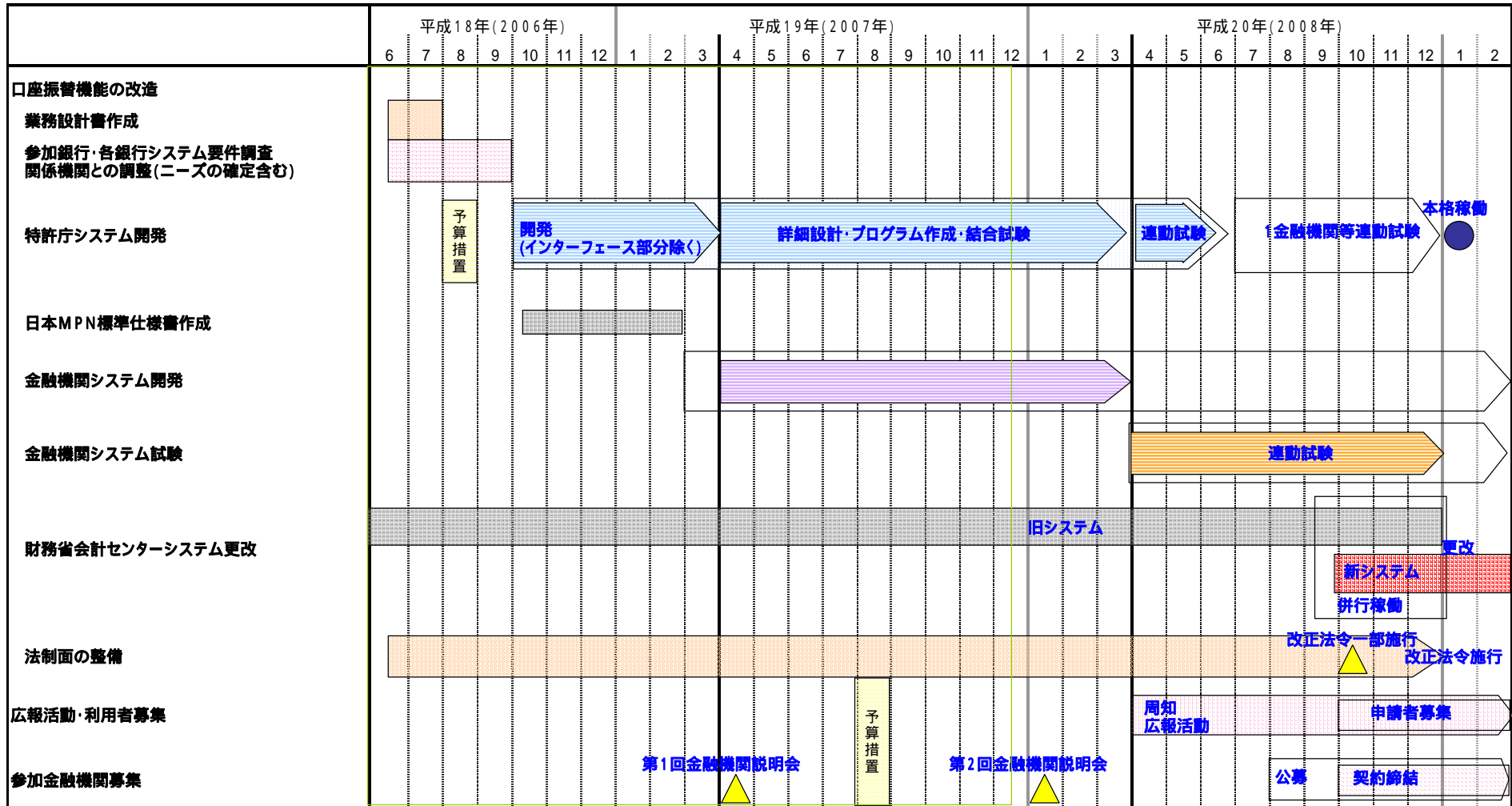
- ◆ 現金窓口取扱不用
安全面の確保
営業時間制限無し
- ◆ 納付書取得・貼付作業・紙手続不用
事務処理の軽減
- DE不用
事務処理の効率化
- 保管スペース不用
スペースの有効活用

- ◆ は制度利用者のメリット
- は特許庁のメリット

対電子現金

- ◆ ATM取扱不用
安全面の確保
取扱金額制限無し
- ◆ 納付番号取得不用
- ◆ 多件一通処理可能
事務処理時間の軽減
- ◆ ネットバンキング契約不用
手続の簡素化
- ◆ 金融機関営業時間外手続可能
営業時間制限無し

§7 全体スケジュール（予定）



1 金融機関等連動試験については、参加銀行数及び実際のシステム開発の進捗状況により左右されるため6月を想定。各々詳細が決定した後、再スケジュールの作成が必要である。

◆国庫金として初となる国民年金保険料や他公金の導入状況、また、公金クレジット決済協議会が策定した「クレジットカード決済導入の手引き」を検討し、さらなる制度利用者の利便性向上に資する環境整備及びPLT条約における外国出願人の直接行う納付行為に対応するため、関係省庁・クレジットカード事業者等関係機関との調整・理解を得、早期に所要の措置を講ずる。

8-1 クレジット決済の検討状況

日本MPN推進協議会 ⁴

各界の要請により、平成18年3月の理事会においてMPNにカード会社が接続・利用できるような方針を正式に決定。

公金クレジット決済協議会 ⁵

地方税や水道料金、年金保険料などの公金収納を開始するため、本年9月に「クレジットカード決済導入の手引き」を公表。

8-2 公金に於けるクレジット決済実施状況

主体		対象費目	導入年月	決済方法
都道府県	大阪府	電子申請に於ける申請手数料 「オンライン納付を実施する手続」の40手続	2007.04	事前登録方式
	東京都	水道料金	2007.10	事前登録方式
	宮崎県	自動車税	2007.05	事前登録方式
市町村	藤沢市	軽自動車税	2007.05	事前登録方式
	丸亀市	水道料金	2007.03	事前登録方式
	猪名川町	水道料金	2007.04	事前登録方式
	玉城町	軽自動車税・固定資産税・住民税・水道料金・下水道料・国民健康保険料・保育費・病院診療費・施設利用料・農業集落排水施設使用料・町営住宅使用料・住宅新築資金等償還金	2007.04	事前登録方式
	横浜市	水道料金	2007	事前登録方式
国	社会保険庁	国民年金保険料	2008	事前登録方式

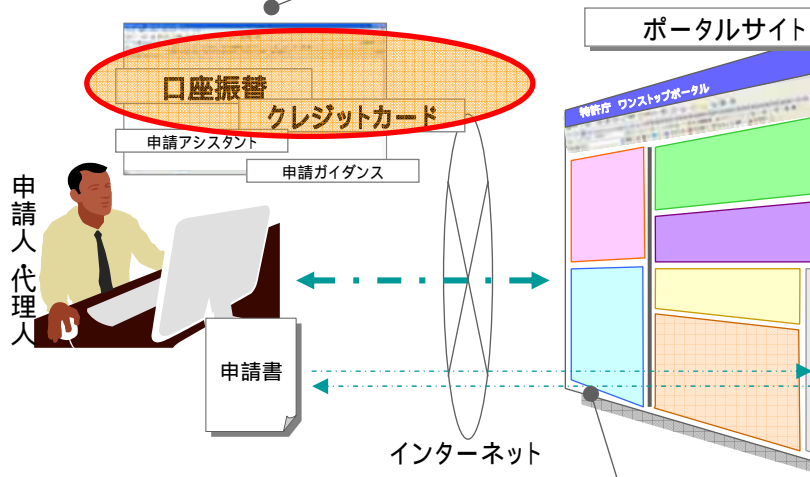
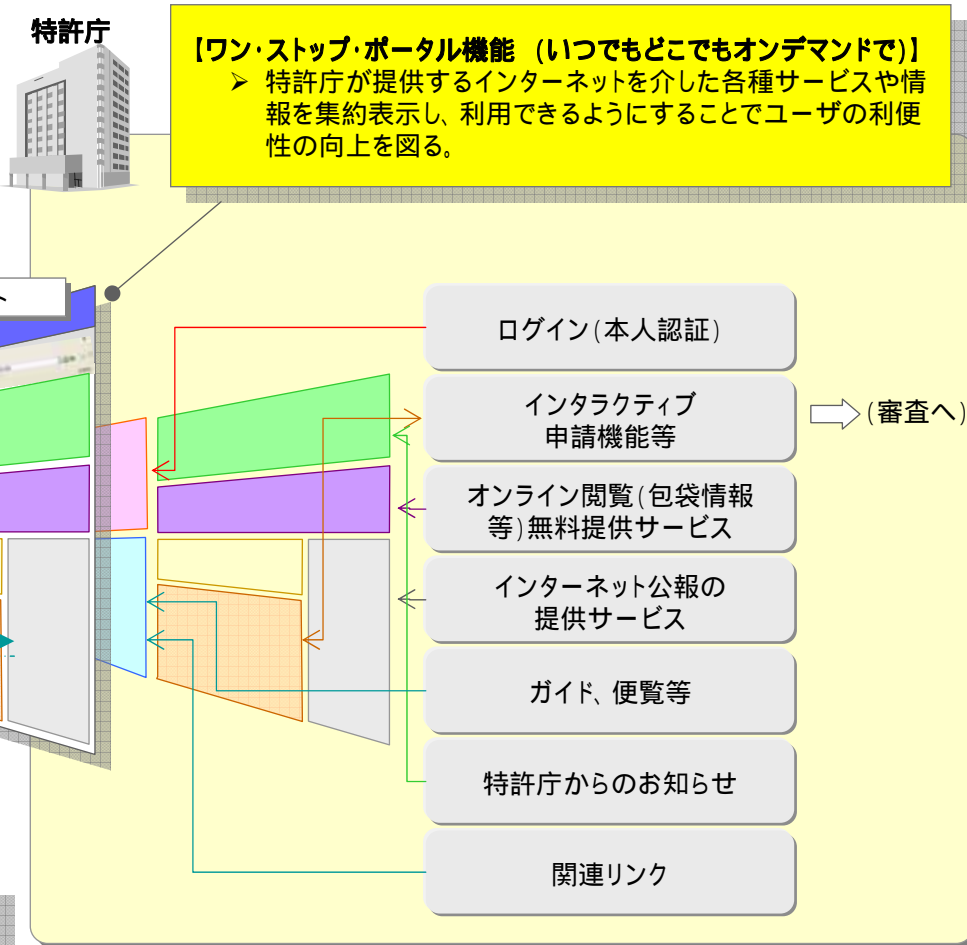
⁴ マルチペイメントネットワークの普及・推進、マルチペイメントネットワークの仕様の検討等、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と協力しながらPay-easy(ペイジー)の普及に向けた取組みを継続するとともに、各種調査・研究なども行っている。

⁵ 国庫金・地方公金等の公金分野におけるクレジットカード決済の円滑な導入を図ることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、官公庁及び地方公共団体の事務の効率化に寄与することを目的としてクレジットカード大手12社が設立。

新業務システムのメリット ~ 知財ユーザの利便性向上及び新サービスの提供 ~

【オンライン出願率100%を目指して】

- ユーザの端末側には申請のための特別の専用ソフトを不要とし、インターネット+Webでの申請を可能とすることを検討。
- 料金の支払いの多様化を図る。現在の予納口座、電子現金納付等に加え、口座振替、クレジットカードによる支払いも可能にする。
- 初心者向けに、申請ガイダンス機能、申請アシスト機能を充実させ、初心者であっても簡単に申請ができるようにする。



【申請書の作成ミス“ゼロ” (インタラクティブ申請機能)】

- 従来、申請後に特許庁で行っていた機械チェックを、さらに上流、申請人側で申請前に実施する機能及び特許庁が保有する最新の情報の提供を行うこととする(インタラクティブ申請機能)

現在、紙でしか手続きできない書類(例えば、当事者系審判書類、PCT中間手続き書類、マドプロ関係書類、登録関係書類等)については、制度が許す限りにおいてオンラインでの手続きを可能とすることを検討。

§10 海外の決済方法等



10-1 主要国特許庁に於ける決済方法

国	JPO	USPTO	EPO	DPMA	UKPO	KIPO	
決済種別	特許印紙	5.9%					
	特許印紙予納	93.8%					
	現金						
	電子現金納付	0.2%	1.0%			53.7%	
	クレジットカード		20.0%				
	デビットカード				8.4%		
	小切手・証券		40.0%	20.0%	43.9%		
	供託・予納口座		39.0%	80.0%			
	郵便為替						
	銀行・郵便振込	0.1%			35.0%	3.4%	46.3%
	口座自動引落				65.0%	44.2%	

JPOは18年度決算ベース。他については16年度ベース。18年度特許印紙貼用調、現金納付統計、特許料等の新たな決済方法に関する海外調査より

10-2 公金における各国のクレジットカード決済利用状況

国名	対象公金	処理方法
米国	連邦税・州税・交通反則金・施設利用料・ 特許料等手数料	インターネット・端末等
カナダ	地方税・交通反則金・施設利用料・行政手数料	インターネット・端末等
イギリス	地方税・交通反則金・施設利用料・行政手数料・ 特許料等手数料	インターネット・端末等
フランス	施設利用料	端末
韓国	地方税・交通反則金	インターネット・端末等
オーストラリア	交通反則金・水道利用料・関税	インターネット・端末等
日本	地方税(自動車税等)・地方公金・国民年金保険料	インターネット等

公金分野におけるクレジットカード決済の導入について(経済産業省):特許料等の新たな決済方法に関する調査報告書(特許庁)